

## 基準 8 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目① : 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

#### 【方針の設定と明示】

本学では「仏教の精神に則り、人格を育成するとともに、仏教並びに人文に関する学術を教授研究し、広く世界文化に貢献する」という建学の理念のもとに、学則の目的（資料 8-1 第 1 条、資料 8-2 第 1 条）や教育目標（人物養成上の目的）（資料 8-1 第 3 条第 2 項、資料 8-2 第 5 条第 3 項）を定めている。本学の教育研究等環境の整備に関する方針はこれらの目的等を踏まえて定めている（資料 8-3）。学生一人ひとりが主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、教育力を高められる教育環境と持続的に研究成果をあげられる研究環境の整備に努めるために、教育研究等環境の整備に関する 5 つの方針を 2013 年度から設定している。

この方針の周知は、教授会、部課長会議（助教には学内グループウェア掲示板で配信）を通じて全教職員に行う（資料 8-4）とともに、大学 Web サイトで公表している（資料 8-5【ウェブ】）。

#### 【有効性や適切性の判断】

教育研究等環境の整備に関する方針は、本学の建学の理念や目的に沿って、教育環境及び研究環境について、理念面と施設面の双方に言及して定めている。加えて、この方針は全教職員に周知の上、大学 Web サイトで広く一般に公表しており、適切に明示していると判断できる。しかし、2020 年度の外部評価において、社会的な変化や大学を取り巻く環境変化に対応した制度整備への取組等を含めた方針の改定が望まれるという指摘を受け（資料 8-6【ウェブ】 p.3）、第 2 次中長期プラン「グランドビジョン 130（2022～2031）」（以下、「グランドビジョン 130」）（資料 8-7【ウェブ】）に基づく形での改正を 2023 年度に実施した（資料 8-5【ウェブ】）。

点検・評価項目② : 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1 : 施設、設備等の整備及び管理  
・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整

- 備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2 : 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

### 【施設、設備等の整備及び管理】

本学は、本部キャンパスと湖西キャンパスを有している。校地面積は 64,850.4 m<sup>2</sup>、校舎面積については 58,464.0 m<sup>2</sup>を有しており、いずれも「大学設置基準」等の法令上必要な面積を満たしている（資料 8-8【ウェブ】）。

また、本部キャンパス総合整備計画により、本学の主となる教室棟「慶聞館」が 2018 年 3 月に竣工し、教室とともに学生支援部事務室（教務課、学生支援課、キャリアセンター）や学習支援施設（学習支援室、語学学習支援室、文藝塾）、個人研究室等が稼働している。

湖西キャンパスについては、竣工以来約 20 年が経過して大幅な改修が必要となっていたグラウンド及びサブグラウンド（全面真砂土仕様）を、人工芝をメインとする仕様に改修し、2020 年 3 月に竣工した。

#### ○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

ネットワーク環境については、場所にとらわれず学習、研究に取り組めることを目的として学内 LAN 上にファイルサーバを配置し、学生及び教員個人ごとに領域を割り当て、利用できるようにしている。これにより、授業時間以外も継続して学習及び研究に取り組むことができる。また、VPN も整備し（資料 8-9【ウェブ】）、一部の学内リソースへアクセスできるよう整備している。学内の教室及び研究室を中心に無線 LAN を整備し（資料 8-10）、大学が設置した機器のみならず、個人が所有する ICT 機器も学内 LAN に接続して（資料 8-11【ウェブ】）、学習及び研究で利用できるよう整備している。これにより、2022 年度までに全教室棟（1 号館の一部教室を除く）、総合研究室及び教員個人研究室等から無線 LAN に接続し利用することが可能となった。

COVID-19 感染拡大防止策の一環によるオンライン授業実施に当たり、2020 年度は従来限定的に利用されてきた Moodle（学習管理システム）を全学に開放した。また、本学では Microsoft 社のクラウドサービスである Microsoft365 の包括契約を行っており、学内外から学生及び教職員がサービスを利用できる環境にある。2019 年度以前はメールの運用のみを行っていたが、2020 年度から Microsoft Teams を導入し、双方向のオンライン授業に対応した。あわせて、OneDrive、Stream のサービスも運用開始し、オンラインのストレージ、授業動画の配信を可能とした。さらに、一部の教室には授業のライブ配信も可能な授業収録システムを整備した（資料 8-12【ウェブ】）。これらの整備により登校できない学生へオンライン授業や対面とオンラインのハイブリット型の授業に参加できる体制を整えた。

また、2023 年度は、クラウドサービスの利用など必要な通信帯域の増大に対応するため、グラウンドビジョン 130 に基づいてネットワーク回線を 1Gbps から 10Gbps に更新し、通

信環境が向上した。ただし、2023年度の作業は基幹部分の更新であり、次年度以降フロア、エッジ部分のインフラ整備を順次進めていく。

#### ○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

校地・校舎等の管理責任体制については、法人規程の「固定資産及び物品管理規程」第4条に「経理責任者（各経理単位の長）は、管理責任者を命じ、管理単位ごとに管理担当者を置いて所属物件を管理させる」と規定している（資料 8-13）。また、「大谷大学危機管理規程」及び「大谷大学危機管理基本マニュアル」のもと（資料 8-14、資料 8-15）、防火・防災体制についても「防火・防災管理規程」並びに「大谷大学大規模地震対応消防計画」（以下、「消防計画」という）を整備し（資料 8-16、資料 8-15 pp.7～20）、学長を管理権原者として、自衛消防隊本部隊及び本部キャンパスの各建物を3地区隊で分担する自衛消防隊各地区隊を組織している。毎年、学長を委員長とする防火・防災管理委員会が年間の防火・防災訓練を計画し、防災の日にあわせて全職員を対象に大規模災害の発生を想定した防火・防災訓練（消防計画に基づく通報・消火・避難訓練）を実施している。また、建築物の定期報告や法定停電による電気設備点検、煤煙測定、受水槽点検など、法令上で必要な安全面並びに衛生面の調査についても「大谷大学危機管理基本マニュアル」におけるリスク管理の体制に則し、毎年、定期的に行っている。

COVID-19感染防止対策としては、「大谷大学危機管理規程」に基づき設置した危機対策本部が主導し（基準2「内部質保証」点検・評価項目②参照）、授業実施時における教室収容定員の50%制限や教室、研究室、図書館、事務室等へのパーティションの設置、学内各所の抗菌対策（光触媒施工）や手指消毒用アルコール消毒液・除菌スプレー（拭き上げ用ダスター含む）の設置等を継続している。

#### ○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

全てのキャンパスにおいて、ユニバーサルデザインや環境に配慮し、バリアフリーへの対応を進め、教育・研究のニーズに応じた設備を有して整備している。例えば慶聞館では、車椅子に対応できるよう通路は段差を解消の上、移動に必要な幅を確保しており、館内の扉は原則として引き戸にしている。加えて、大教室は前方まで車椅子で移動できるように設計しており、一部の中教室では車椅子利用者が教卓を利用できるように、あえて教壇を設けていない。さらに慶聞館内では、館内重力換気や太陽光発電を利用したシーリングファン、地熱を利用したクールヒートチューブ、館外にはドライミストを設置し、省エネ化にも取り組んでいる（資料 8-17）。

また、構内の各建物に設置する多目的トイレについては、従来の身障者用トイレの表記からLGBTQにも配慮して、2020年3月より「みんなのトイレ（All Gender Restroom）」と表記している。

#### ○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、響流館には地上1・2階及び地下1・2階に図書館、3階に総合研究室を接続する形で配置しており、総合研究室では任期制助教が大学院生や学部生の日常の学習指導や卒業研究の指導にあたっている。静謐な環

境が保持されている図書館と、学習は元より各種相談が可能な総合研究室は、フロアを別にしており、学生のニーズに応じて使い分けが可能である。また、慶聞館には学生と教員、学生同士が交流を図り、アクティブラーニングを展開できる「マルチスペース」や、輪読会や模擬授業、模擬プレゼンテーションなどに利用できる「サブゼミスペース」、大型モニターやホワイトボードを備え、ミーティングやグループワークなどに利用できる「コモンスペース」を配置している。これらの施設は学生が自由に随時利用できるように整備されている（資料 8-17）。

このほか、慶聞館にはリメディアル教育に主眼を置く「学習支援室（LEARNING SQUARE）」、留学相談や外国語勉強会の提供などの語学学習支援に当たる「語学学習支援室（GLOBAL SQUARE）」、高度で応用的な文章作成能力を身につけることができる「文藝塾」を配置している（資料 8-17）。これらの学習支援施設は、授業での紹介や毎年の各種印刷物による周知等をとおして学生への認知度を高めている。主に教室棟としての慶聞館と研究施設棟としての響流館との間は連結ブリッジで接続しており、教室棟と総合研究室・図書館等が有機的にアクセスできるよう学生の利便性に配慮した動線を確認している。また、地域連携室事務室と地域連携を目的とした共同スペース（コミュ・ラボ）は響流館 1 階に配置し、ターミナル駅である「北大路駅」と北大路通に隣接させて、地域連携が推進できるように学習支援体制を図っている。

#### 【職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組】

新任職員を対象に、大学のネットワークシステムである OUNET の説明会を毎年開催している（資料 8-18）。新入生には、第 1 学年の必修科目である「学びの発見」の初回授業で行う「情報入門」の時間に情報倫理の説明を行った上で、国立情報学研究所の情報倫理学習コンテンツ「倫倫姫の情報セキュリティ教室」の受講を推奨している（資料 8-19）。コンテンツ全てを学習した上で、総合テストの受講を指示しており、2023 年度の総合テスト受講率は 75.9%であった（資料 8-19-3）。

#### 【有効性や適切性の判断】

施設整備については、教育研究等環境の整備に関する方針に基づきながら、第 1 次中長期プラン「グランドデザイン（2012-2021）」（以下、「グランドデザイン」）に基づいた総合整備計画の推進により着実に実施してきた。2023 年度は、2022 年度に引き続きグランドビジョン 130 に基づいて各種の計画を進めている。情報倫理の確立のための情報倫理教育においても、文部科学省のガイドラインに沿って、対象となる教職員・学生に対して計画的に実施しており、適切であると評価できる。

点検・評価項目③： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1： 図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネット

トワークの整備

- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

### 【図書資料の整備と図書利用環境の整備】

図書館は、本学が設置する4学部及び大学院における教育や研究の多様性を考慮して、シラバス記載の参考図書を整備する等、教育研究に不足のない蔵書構築を行っている。年間の図書関係予算（図書、逐次刊行物、消耗資料費図書、オンライン資料等）として、約8,000万円を配分し、学部学科等の選書業務担当教員による選書と図書館委員会での審議を経て収書を行っている。2023年5月1日現在、図書907,351冊（和漢書717,769冊、洋書189,582冊）、学術雑誌（電子ジャーナル含む）8,132種（和5,936種、洋2,196）、各種データベース11点、Maruzen eBook LibraryやLibrariEを含む電子書籍2,001点、機関リポジトリ9,492件、その他AV資料も多数所蔵している（資料8-20【ウェブ】）。図書館以外にも総合研究室、仏教教育センター、人権センター、教職支援センターにも、それぞれの施設の利用者にとって有益となるように図書資料を配置し、利用者の利便性の向上を図っている。また、図書館には東アジア全域にわたる古典籍資料等、特徴あるコレクションも所蔵している。

各種収蔵資料は、大学図書館特設Webサイトによる検索システム「大谷大学図書館情報検索システム（OPAC）」で検索が可能である（資料8-21【ウェブ】）。OPACは学内外からインターネットで24時間検索が可能であり、Webを介して国立情報学研究所の学術情報コンテンツや他大学・研究機関、国立国会図書館など各種図書館の情報検索システムにもアクセス可能である。また、各種図書館協会に加盟しているほか、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）やオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）等にも参加し、学外諸機関の学術情報にアクセスが可能である。古典籍資料は冊子目録により検索可能であるが、その一部は大学Webページ「古典籍データベース（試行版）」にデータを蓄積し公開している。また、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用は図書館内で可能である。

図書館利用環境に際しては、閲覧席数及び開館時間を次のとおり整備している。閲覧席数は588席用意し（資料8-20【ウェブ】）、学習及び研究に集中できるように仕切りのある個人ブースや、グループ閲覧室も整備している（資料8-22【ウェブ】）。授業期は平日9:00～20:30と土曜日10:00～17:30開館（長期休暇中は短縮開館を実施）とすることで利用しやすい環境を確保している。学生は「大谷大学図書館情報検索システム」上に各人がポータルサイトを持つことができ、学習への利便を図っている。（資料8-23【ウェブ】）

利用者である学生に対しては、図書館利用ガイダンスやガイドツアーをはじめ、図書収蔵のリクエスト制度や学生が選書に参加する選書プロジェクトを実施し、図書に親しむ機会を創出している（資料8-24）。また、図書館長宛の意見・質問箱「館長直々」を設置し、回答を掲示するなど利用者の意見を運営に反映する仕組みを整備している。過去の事例で

は、利用者からの要望によって、図書返却日をメールで連絡する仕組みを追加したこと、閲覧室内ロッカー付近に一時的な物置台を設置したこと、就職活動関係資料を収蔵し設置したことなど、利用環境の改善に寄与している。

なお、2023年度は2022年度に引き続いてCOVID-19感染拡大防止対策として、閲覧席の減数などを講じた。

また、2023年度より読書バリアフリー法の観点から合理的配慮に基づく図書貸出期間延長制度を導入し、配慮制度を利用する学部生から自己申告があった場合に、貸出期間を2週間から4週間へ延長している。あわせて、国立国会図書館のデータ送信サービス受信館としても認定された。これは視覚障がい者等を対象とした制度で、読書をアクセシブルなものとするため、テキストデータやDaisyデータを受信し、利用者（視覚障がい者等）へ提供することができる。

その他、見台、拡大読書器、リーディングトラッカー、車いす用の昇降式机等も備え、多様な読書のあり方に対応している。（資料8-25【ウェブ】）

#### 【図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置】

運営スタッフについては、2023年度の職員13名（館長、事務部長を除外）のうち司書資格を有する者は9名である（資料8-26）。なお、専任職員2名を司書として本学が認定している。この2名の専門領域はいずれも歴史学及び書誌学であり、和古書、漢籍それぞれの専門司書として所蔵資料の研究利用を支援する等の環境を整えている。

#### 【有効性や適切性の判断】

本学図書館の蔵書の特徴である仏教典籍を基盤に、本学設置専門分野を中心とした蔵書構築を行うとともに、大学図書館特設Webサイトによる検索システムと個人用ポータルサイトの運用などにより、利便性を着実に向上させている。また、一定数の司書資格取得者を配置することで、大学の理念に沿った特色ある図書館として、安定的で適切に運営していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

### 【研究活動を促進させるための条件の整備】

本学が定めた「教育研究等環境の整備に関する方針」の中で、研究活動のための環境整備に対する基本的な方向性を「大学が組織的におこなう研究活動と、教員が個々におこなう研究活動に適した環境の整備に加え、次代の研究者を育てる研究環境を整備・維持する」と明示している（資料 8-3）。本学ではこの方針に基づいて、教員の研究活動への各種支援や個人研究費の支給など、研究環境の整備を行っている。

専任教員及び任期制教員には 1 人 1 室の個人研究室を割り当てており、研究活動や学生指導の拠点となっている。また、任期制助教へは総合研究室の中央部に個人デスクを配置し、学生指導と個々の研究に取り組める環境となっている。博士後期課程の学生には、総合研究室内に個人デスクを用意している。さらに教員の教育研究時間確保のために、2021 年度には研究活動に関する書類作成等の手続のシステム化を試行的に開始した。詳細は、点検・評価項目⑥で後述する。

専任教員及び任期制教員個人の研究活動にかかる経費は、研究資料費として措置している（大学基礎データ表 8）。支給額は、全教員対象に研究資料費 A 35 万円、応募による研究資料費 B 20 万円（2023 年度 35 名）である。任期制助教に 48 万円、真宗総合研究所の PD 研究員（任期制）に 30 万円を支給している。この個人研究費は、科学研究費助成事業の支給基準に合わせて運用している。

また、真宗総合研究所では、科学研究費への応募を条件として個人研究及び共同研究に対して研究助成を実施している。

科学研究費の採択を促進するために、各教員が科学研究費申請の準備を開始する時期に、学内の採択経験者による申請書類作成のための研修会「科研費セミナー」を毎年実施している（資料 8-27）。受講は任意であるが、科学研究費を申請する教員にとって有益な機会となっている。科学研究費の採択経験のある教員による申請書類の事前チェックを希望者に対して行っている。（資料 8-28）。

専任教員の国内外機関における調査研究支援のため「在外研究員助成」制度を設けている（資料 8-29）。また、学術研究の成果として、その価値が認められる刊行物の出版に対して「学術刊行物出版助成」を行っている（資料 8-30）。

本学における教育研究の質及び学生の学習研究能力の向上に資することを目的として、学部生・大学院生を登用するアシスタント制度を設けている。ティーチング・アシスタント（大学院生）、スチューデント・アシスタント（学部生）のほか、情報教育アシスタント、ライブラリー・アシスタント、語学学習支援室アシスタント等、多様なピア・サポート学生（ラーニング・アシスタント）を配し、学生の日常的な学習活動に対して十分な支援を提供している。また、真宗総合研究所において実施する研究事業の補助的業務に携わる研究補助員制度（リサーチ・アシスタント／大学院博士後期課程学生）を運用している。

なお、2023 年度は COVID-19 感染拡大防止策の一環として実施していた学外研究者の入構制限の一部を緩和した。また、多くの国々が出入国制限を緩和したことに伴い、2022 年度から、海外出張を含む研究活動を展開している（資料 8-31）。

### 【有効性や適切性の評価】

専任教員や任期制教員、真宗総合研究所の各種研究員の研究活動と、大学院生・学部生

の各種アシスタント制度、リサーチ・アシスタントの制度を整備しており、多様な立場で研究活動が可能となっている。また、専任教員及び任期制教員の研究費については科学研究費の運用方法に準拠しており、有効に運用できていると判断している。

点検・評価項目⑤ : 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1 : 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

### 【研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組】

研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止に関する取組は、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、2017年度から「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」をはじめとする関連規程をもとに運用してきた。しかし、当該ガイドラインに適切に準拠した規程の再整備が必要と判断し、2020年度並びに2021年度に全面的な規程改正を行い、2021年度より施行している（資料8-32【ウェブ】）。

研究倫理及びコンプライアンス教育に関しては、公的研究費を管理する研究機関の義務となっていることから、教員及び大学院博士後期課程の学生に対し、2017年度から e-learning 講座である日本学術振興会作成「eL CoRE」の受講を義務付けてきた。2021年度から、e-learning 教材を人文・社会系研究者用プログラムを有する一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングプログラム「eAPRIN」に変更して受講を義務付け、2023年度受講率は100%であった。また、学生（学部生・大学院修士課程）に対しては、研究倫理啓発用文書「レポート等における「盗用」等の「研究不正」について」を配付し、ゼミ等において指導教員より説明を行っている（資料8-33）。2023年度も4半期に1度、学内グループウェア、教授会報告等にて研究不正事案等を紹介する啓発の取組を行い、更なる公正な研究活動の推進に努めている。

教員の研究活動における研究倫理審査については、個人情報を含むアンケート調査を必要とする研究計画などについて、研究倫理教育・審査委員会を定期的に開催して審査を行っている。2021年度に規程等体制を全面的に改正し、研究倫理教育・審査委員会における審査での指摘事項は該当する研究者に伝え、研究方法の改善を行っている。また、研究費不正防止委員会は、研究費の不正防止計画の策定及び点検を行っており、適正な研究費の管理運用体制の改善にも寄与している。さらに、公的研究費の不正防止への取組や管理体制は「公正な研究活動推進についての取り組み」として大学 Web サイト上で公表し、学内外からの相談窓口と研究不正告発のための第3者窓口を設け、研究不正が発生した場合における対応等に関し必要な事項を定め、適正な研究活動が推進できる体制を整備している（資料8-32【ウェブ】）。



### 【有効性や適切性の判断】

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程は、文部科学省によるガイドラインに準拠して体系的に整備し、大学 Web サイトにて公開している。規程に基づいた委員会等では、必要な案件について審議する体制を整え、研究倫理及びコンプライアンス教育を実施し、啓蒙活動を推進するなど、研究者の研究倫理に対する意識の向上にも有効であると判断できる。

点検・評価項目⑥ : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上
---

### 【適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価】

教育研究等の環境整備については、教育研究支援委員会、研究倫理教育・審査委員会、図書館委員会、博物館委員会等の学内委員会において、現状把握と改善提案、結果報告など点検・評価を行っている。問題や課題が生じた場合には、内部質保証推進責任組織かつ大学運営責任組織である大学運営会議に報告している。その後、大学運営会議において改善が必要な事項を審議し、関係する各組織で改善に取り組んでいる。2018年度から大学運営会議を内部質保証推進責任組織と位置づけ、全学的な自己点検・評価が行われるようになり、問題が生じるとの点検・改善ではなく、点検・評価の指標（利用者数、スタッフからの聞き取り、学生からの要望等）を活用しながら、所管委員会等において自己点検・評価を毎年実施している。

### 【点検・評価結果に基づく改善・向上】

具体的な改善・向上に向けた取組として、2020年度から研究資料費 B の申請書式を簡便に改善した（資料 8-34）。2019年度までは当該年度から3年間の研究計画を記入する書式であったが、2020年度書式から当該年度のみ研究計画を詳細に記入するよう変更し、当該年度終了後に研究活動の点検を促すべく「確認書」の提出を求めることとした。さらに、その「確認書」の提出を次年度研究資料費 B 申請の与件とし、研究成果の可視化及び研究活動のサイクル化を図っている。

また近年、研究活動に関する書類作成等の業務が教員の研究時間を圧迫する傾向にあることが課題であり、大学運営会議から2020年度末に指摘を受けた（資料 8-35）。そこで書類作成等の手続をシステム化し、教員が本来の教育研究時間を確保できるよう、2021年度に科学研究費管理システム「Dr.Budget」を導入し試行的に運用を開始した（資料 8-36）。「Dr.Budget」の運用については、教員、事務局ともに成果を検証しつつ2023年度も継続している（資料 8-37）。

さらに、総合研究室では大学院生の減少やグループワークを必要とする学問分野の増加などにより、グループワークスタジオを設置（2014年4月）するなどの改善を図ってきた。

た。

### 【有効性や適切性の判断】

自己点検・評価を毎年実施し、その結果や大学運営会議からの指摘をもとに改善・向上に向けての取組を着実に進めている。グランドビジョン 130 では、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を掲げており、現在の内部質保証システムのもとで更なる改善・向上が期待できる。

## (2) 長所・特色 (意図した成果が見られる(期待できる)事項)

2018年4月より新教室棟「慶聞館」が稼働しており、アクティブラーニングに適した多機能の教室が整備されていることと、学生の自主的な学習のための施設・設備の整備が有機的に図られていることは特色として挙げられる。従来の施設である響流館の図書館・総合研究室では、静謐な読書環境を提供する図書館と学習相談やグループ学習も視野に入れた総合研究室との連携が図られていたが、これに加えて慶聞館に各種の学習支援施設(「学習支援室(LEARNING SQUARE)」、「語学学習支援室(GLOBAL SQUARE)」、「文藝塾」)を移設・集約し、慶聞館と響流館を連結ブリッジで接続したことにより、より学生の学習活動及び教員の研究活動の利便性が高まった。また、地域連携事業を行う地域連携室や、全学的な宗教教育の拠点となる仏教教育センターといった各種施設の稼働によって多様な関心を持つ学生の学習支援施設への動線が改善され、学生にとってより多様な学内拠点が選択可能となった。

## (3) 問題点 (改善すべき事項)

教育研究等環境において、新たに導入した施設・設備やシステムについては、有効性を検証する体制を整備する必要がある。また、図書館及び総合研究室と学習支援施設としての学習支援室、語学学習支援室、文藝塾、地域連携室、仏教教育センター等については、その連携と機能分化が課題となっている。特に、総合研究室に常駐する任期制助教制度は、本学が文学部単科大学であった時代に整備されており、その後、複数学部化したこともあって各学部のニーズと齟齬を来すなど現体制との不整合が発生している可能性について大学運営会議から指摘を受けていた。

教育研究環境全般に係る適切性の点検・評価については、2022年度内に教育研究支援委員会のワーキンググループにて実施し、改善・向上への施策をまとめ、委員会へ報告し審議した。その後、その内容を大学運営会議に報告した(資料 8-38)。並行して、学長より任期制助教制度の再構築に係る諮問があり、2022年度末に学長補佐より、任期制助教制度及びその周辺環境の諸課題を解消すべく提言がなされた。2023年度から学長補佐が総合研究室主任を兼務の上、関係部署の事務職員を招集し「任期制助教制度とその周辺環境の検討ワーキンググループ」を発足させた。このワーキンググループにおいて、前述の提言を

踏まえながら検討を重ね、総合研究室運営委員会をはじめとする関係会議体へ提案内容を上程した（資料 8-39）。任期制助教は関係規程を改正し、2024 年度以降採用者から各学部所属となり、総合研究室における教育活動の更なる推進を目指す。総合研究室については、学問領域の垣根を越えて学び合う「アカデミックな居場所」という設置当初の意義を再確認しつつ、現状のレイアウトを一部変更し、学生個々の専門領域や学習目的に沿った環境整備を計画している。現時点で総合研究室のリニューアルオープンを 2024 年度後期に予定している。

#### （４）全体のまとめ

本学の教育研究等環境の整備については、教育理念に基づいて策定したグランドデザインのもと、基本的な教育研究環境の整備と時代状況に即した環境整備を行ってきた。教育環境においては、アクティブラーニングに対応した教室、施設・設備や、地域との連携を推進する地域連携室の設置など、社会環境・教育環境の変化に対応して拡充してきたものもあり、仏教教育センターのように本学の教育理念の根幹を表現する機関も整備している。また、研究環境については、真宗総合研究所における各研究推進の支援や、科学研究費等の外部資金の獲得のサポートを行うなど支援体制の整備に努めている。さらに、研究倫理教育や研究倫理に関する規程整備については、適切に対応している。

以上のように、本学の理念を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示して共有し、それに基づいた施設・設備の整備等を行っている。2018 年度以降は内部質保証システムにより、定期的にその取組を点検・評価し、改善を行っている。

全体のまとめとして、本学の教育研究環境等の整備については、仏教の理念を基盤とする大学として、特色ある環境整備が実現できていると判断している。